



新潟大学
NIIGATA UNIVERSITY

特別修学サポートルーム 新聞



令和6年度 春号

悩みは話すと楽になる

キャンパスライフ支援部門
副部門長 佐藤 大介

学生の皆さん、入学・進級おめでとうございます。学びたいことを学ぶ、友と過ごす、やりたいことに打ち込む、学生時代は夢と希望に満ちています。一方で、不安や生きづらさを感じ、思い悩むこともあるかもしれません。そんな時は、誰かに話してみることをおすすめします。悩みを言葉にして話すことで、気持ちが整理されて楽になったり、解決の糸口が見えてきたりします。みんなと同じ条件では同じ結果が出せない時は、特別修学サポートルームに話してください。

あなたで141人目です!

特別修学サポートルーム
笠原 清隆 (公認心理師)

昨年度末に相談に来られた学生さんが次のように話されたことがあります。「合理的配慮の申請をするのは、なんか申し訳なくてすみません。」「何人くらい相談に来られていると思いますか?」「10~20人くらいですか。」「今年度はあなたで141人目です。」「えー!もっと早く相談に来ればよかった。配慮を受けていたら、あんなに単位を落とさなくて済んだかもしれないのに。」

履修登録はできましたか。教科書は買えましたか。グループワークに不安はありませんか。課題を期限までに提出できていますか。アパートで一人ぼっち、寂しくてしかたなくありませんか。誰にも相談できなくて、困っていませんか。相談してもどうにもならないと諦めていませんか。もし、困っているようならすぐに特別修学サポートルームに電話やメールで連絡をください。あなたが素敵なキャンパスライフを送れるよう精一杯サポートしていきます。

自分らしくいられる場所に

特別修学サポートルーム
田村 諭理枝 (公認心理師・社会福祉士)

うらかな春の陽気と共に、今年度がスタートしました。四季折々の光景を楽しむことができる新潟大学で、私は着任3年目を迎えることとなりました。日々関わらせていただいている学生のみなさん一人ひとりの持ち味は十人十色でその人の良さや可能性がたくさん詰まっていると感じています。合理的配慮の提供を受けて、バリア(社会的障壁)を取り除くことで困難さが軽減され、持っている良さや可能性を発揮しながら生き生きと生活している人が多くいます。なかには、合理的配慮の提供は必要ないけれども自己理解を深めること・スキルアップ(特性に合った生活の工夫やコミュニケーションの取り方など)を図ることを目的に相談にこられる人もいます。

特別修学サポートルームでは、学生一人ひとりの課題に丁寧に対応するとともに、自分の良さや可能性を認識し、長所や強みを生かすことができるようにお話を聴き、一緒に考えます。そして、何より学生のみなさんが心理的居場所感を持ち、自分らしくいられる場所でありたいと思っています。

2024年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました！

(内閣府リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」)

2013年4月に施行された障害者差別解消法では、合理的配慮の提供が国公立大学及び行政機関等においては義務、私立大学・事業者は努力義務とされていましたが、2024年4月1日から私立大学・事業者にも合理的配慮の提供の義務化が適用されました。

障害者差別解消法とは？

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言い、障がい者を理由とする差別の解消を推進する目的の法律です。障害者差別解消法の略称で呼ばれるのが一般的になっています。

大学は何をすればいいの？

たとえば・・・



障がいを理由に断るのはNG

1. 不当な差別的取扱いの禁止

文部科学省の対応指針では、障がいのある学生への不当な差別的取扱いを、「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する」または「提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと」と定義しています。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障がいのある学生および第三者の権利利益（安全の確保、事業の目的・内容・機能の維持等）の観点から判断することが必要であり、「事故や危険が想定される」などの一般的・抽象的な理由に基づいての対応は適当ではないとされています。これらの不当な差別的取扱いは、入学前の相談から、入試、授業（講義、実習、演習、実技、実験）、研究室の選択、試験、評価、単位認定、留学、インターンシップ、課外活動への参加等まで、大学が関係するあらゆる場面で発生するという認識が不可欠です。

たとえば・・・



2. 合理的配慮の提供

障害者差別解消法では、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義しています。

つまり、医学的な意味での「心身の機能障がい」だけではなく、それが「社会的障壁」とあいまって「障がい」となります。「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指します。障がいのある学生が、障がいのない学生と同じように大学生活を送るためには、「社会的障壁」を除去するための合理的配慮の提供が必要です。

合理的配慮提供のために

合理的配慮とは、障がい学生が他の学生と等しく学ぶための「権利」を確保するための必要かつ適当な変更・調整のことを指します。障がい学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があれば、その実施に伴う負担が過重でなければ、合理的配慮を提供する必要があります。

障がい学生本人からの申出ができない場合であっても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるときは、当該学生が自ら社会的障壁を認識して意思決定や必要な申出ができるように、適切な働きかけをすることができます。合理的配慮の内容を決定するにあたり、障がい学生の意思を尊重しながら、相互の現状を共有・認識し、より適切な内容にするための話し合い（建設的対話）を行います。

建設的対話とは

障害のある学生に対する合理的配慮の提供においては、「建設的対話」による合意形成のプロセスが大切です。学生の意思表示を発端にして、個々の状況や環境的要因をふまえて支援の必要性を確認し、画一的ではない支援のあり方について対話を通じて見いだしていくことが合理的配慮の重要なプロセスとなります。このプロセスのなかでは、時には当初考えていた方向性と異なる方向性が見いだされる可能性もあります。学生が当初想定していたニーズや解決策だけにとどまらず、周囲の教職員が能動的に関わることで新たな意思表示に繋がることもあります。



新潟大学では、障がい学生支援に関する規程等で、障害者差別解消法に準拠し、合理的配慮の提供について定めています。

[\(国立大学法人新潟大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程\)](#)



みなさんの困難さを少しでも軽くし、
個性を活かして大学生活を送ることができる
ように支援を考えます。

特別修学サポートルーム

総合教育研究棟C棟1階 (C113)

☎ : 025-262-6300 (平日9:00~17:00)

✉ : support-r@ge.niigata-u.ac.jp